…に
秋の闘い

…〇・二一を留意せよ!

〇 「安保推進内閣打倒」に向けて、秋期反戦安保闘争の大衆的実力闘争を基礎に倒閣闘争の現実性を創出せよ!

〇 佐藤の一月訪米阻止、七〇年安保粉砕!

…の県反戦が大衆的に確立され、とくに四月二十六日入港予定のハルゼー入港阻止闘争、分裂下の三菱造船における第一組合千名が一万人の第二組合を部分的にまきこみながら、反戦行動と呼応して、長崎の政治的流動化を生み出していった。

九州全体としては、九州地区反戦連絡会議の組織化が進められている。(同様のことは中国地方においても提起された)。

そのあと(1)六・一五問題 (2)職場反戦 (3)さまざまな拠点闘争の報告があり、時間の関係で十分な討論はできなかったが、九月の全国的な拠点闘争、一〇・二一、十一月の沖縄闘争の基本方針が全体的に確認され、この中で、国労・動労の反合闘争、米タン闘争との連帯と支援が強調された。

なお、六・一五問題では、議長団=事務局から、今後解決すべき方向性を(1)六・一五問題を口実としてかけられてくる反「反戦」キャンペーンの一切と非妥協的に闘うこと (2)「かかる事件をくり返さない」決意とともに、東京、関東反戦においては徹底した討論を深めていく (3)このことを秋期闘争の全過程で検証していく――が提起された。闘争日程は、次の通り。

九月十日(東京・日比谷野外音楽堂 午後六時)=反戦・反合・反安保の青年決起集会(主催は東京地評青年協、東京反戦のバックアップ)

九月十五日 九州全体で基地闘争

九月二十二日 東京三多摩にて拝島を中心にした米軍弾薬・ガソリンタンク車輸送拒否総決起集会(地評青年協、三多摩反戦を中心に九・二二集会実行委員会が準備されている。

一〇・六〜一〇・八にかけて、ブロック別に、全国的な拠点闘争が予定されているなか、全国各地の反戦行動が準備されている。

反戦委、十単産青年部、学生諸団体九千五百名が参加したが、とくに各県反戦委に結集する五千三百名の青年労働者がこの行動をささえたことは、昨年以来の闘いのなかで各県反戦委が大きく前進していることをはっきりと示した。

⑥ 全国反戦委は、4・21行動の成功をうけて、そのごの基本的展望として、(イ)六月および八月に全国統一行動を展開し(各県行動)(ロ)九月国際連帯集会を成功させるなかで、(ハ)職場反戦委を基礎とした各県反戦委の強化をかちとり、(ニ)十月に国際共同行動をよびかけ、反戦の総力をあげて闘いを展開する――ことを決定した(五月十三日、全国反戦運営委)。さらにこの期間のスローガンを「ベトナム反戦・安保破棄・沖縄奪還・佐藤内閣打倒」とし、とくに沖縄問題を最重要課題として闘いぬいていくことをあわせて確認した。

⑦ この決定の具体化として、第一次全国統一行動(6・15〜19)第二次全国統一行動(8・8〜15)を設定したが、第一次行動は東京、大阪はじめ全国二十数県で展開された。また第二次行動は、大阪反戦委の伊丹・新明和闘争、長崎県反戦委の8・8集会など各県でおこなわれた。

⑧ しかし国際連帯集会は、全国反戦委の力量不足もあって実現できず、今後の課題としてのこされた。

⑨ 八月二十一日のソ連軍チェコ侵入に対して全国反戦委はただちに抗議の態度を決定し(二十二日運営委員会)翌二十三日代表団をソ連大使館に派遣し、抗議文を手交した。

九月以降の基本方針

基本目標=ベトナム情勢は、パリ会談が膠着状態におちいるなかで、八月中旬以降ベトナム人民の第三次攻勢が開始されつつある。ベトナム政策の破たんをジョンソン声明で糊塗しようとしたアメリカ政府は、大統領選挙まちの状態にあり、他方沖縄主席、立法院議員選挙(十一月十日投票)もベトナム政策、沖縄問題に大きく影響せざるをえない。

さらに、佐藤首相は総裁三選を実現したあと六九年前半に渡米し新米大統領と沖縄はじめ一連の安保問題についての日米首脳会談を開催しようとしている。

他方国内の反戦諸闘争は、米タン輸送、九大ジェット機墜落、山田弾薬庫、さらに長沼(北海道)のミサイル基地建設など侵略拠点に対する闘いが展開されてきたが、これらはいずれも今秋の闘いにひきつがれなければならない。

したがって九〜十月の反戦闘争は、これらの観点からいっても極めて重要な位置を占めている。われわれは、第七回全国代表者会議の方針をふまえ、反戦闘争の大きな高揚をつくりだしていくために、つぎの二点を基本目標にすえて闘っていく。

① 沖縄はじめ全国各地の侵略拠点に対する闘い。

② 10・21反戦ストの成功と佐藤訪米阻止の闘い。さらに、このふたつの基本目標は、いうまでもなく職場反戦委の強化にうらうちされなければならない。われわれはこのような目標に沿って当面の行動方針をつぎの通りとする。

当面の行動方針

1 九月段階―各県反戦委を中心に侵略拠点に対する個別闘争を強化する。

2 10・6侵略拠点統一闘争―全国各地の重要拠点を設定してブロック別に統一闘争を展開する(拠点設定は別途決定する)。

3 10・15全国統一行動―「沖縄奪還・10・21スト成功をめざす統一行動」を全国各県で展開する。中央行動の規模・内容・統一スローガンについては別途決定。

4 10・21反戦スト―総評の戦術決定がおくれているため別途提案

5 なお、三里塚国際空港建設のボーリングが十月下旬に予想されるが、この場合は緊急連絡のうえ全国動員による阻止体制をとる。もちろん九、十月段階に各県反戦委を中心とする援農、オルグ交流などをつよめる。

七〇年安保を担う同盟の
戦闘組織への発展を
民学同第一〇回大会が確認

民主主義学生同盟は八月二十五、二十六の両日、大阪において第一〇回大会を開催した。大会には五十数大学から代議員、オブザーバー、およそ三百名が参加、九月の個別拠点闘争から一〇・二一、十一月沖縄闘争として展開されるであろう秋期闘争の七〇年戦線に占める決定的比重を確認し、同盟の総力を上げて闘い抜くことを確認した。「反戦」―自治会共闘運動の発展が国労反合理化・米タン闘争と呼応し、広範な自立的反戦平和サークル=闘う市民につつまれながら進撃していくならば、すでに提起した倒閣闘争の現実性を獲得することは、決っして不可能ではないだろうことを確認した。

それと共に、必要とあらば、十二月に、秋期闘争の総括と一月訪米阻止闘争にむけて、臨時大会を開催することも合せて確認した。

だが、本大会の核心的内容は、まぎれもな組織問題であった。具体的には、第九回大会で獲得された政治路線における左転換を、同盟の根本的組織体質と性格の領域にまで血肉化させていくこと。それによって現「日本のこえ」派による分裂破壊工作の中で、なおかつ自治会共闘運動の中軸を担いながら、きずついた痛手を早急に克服し、「いち早く戦線を整備し、七〇年安保闘争を担う、不抜の体制を打ち固めること」。ここに本大会の核心的課題があった。

従って、〝総括→情勢→一〇・二一を闘おう〟といった定型におさまるものではなかった。

同盟は、果して七〇年戦線に必要としているのであろうか、なし得るとすれば、いかなる役割を背負わねばならないのか――このような同盟の存在根拠そのものにまでおよぶ厳しさを必要とするものであった。同盟第九回大会路線の永続的深化を押し進めよ!

大会は、草案でも国内外情勢、政治総括、教育情勢と方針のほかに、組織総括と方針が大部分を占めていた。詳細については次期大会でまとめ上げられるであろう。

(3面からつづく)

げ拒否の闘争もやらねばならない。基地経済に依存して生活する私らが、基地撤去を要求するという自己矛盾におちいる。この点は、組合員のなかでも真剣に討論されてきています」と答えてくれた。私は、本土と沖縄の闘いがともにぶつかっている同質のジレンマとカベをたしかめることができたように思う。

折しも、「基地がなくなれば、沖縄経済は〝魚とイモ〟のハダカ経済に逆もどりする」(八月十六日、アンガー高等弁務官)という脅迫が、急速に進行する「一体化」政策のなかで出されてきた。沖縄の闘いは、必ずこのおどしをはねかえしてゆくであろうし、そのなかで反戦闘争のジレンマ=カベを突破する行動の論理=思想を生みだすにちがいない。活動家と大衆の落差を、本土ほど感じさせない沖縄の闘争は、大衆みずからの〝闘う思想〟を形成してゆくのではないだろうか。

沖縄大会は――派生的であれ――沖縄闘争の新しい可能性を生みだした。嘉手納ゲート前での二七名の逮捕は、「軍用道路一号線に一千人も座りこめば、たちまち沖縄基地はマヒする」という米軍側の極端な恐怖感=弱点をさらけだした。ベ平連を中心とする入国手続拒否闘争は、渡航制限撤廃闘争の展望をきりひらいた。コザ署前の抗議集会で、乗船時間がせまるにつれて、みやげもの買いの時間がなくなるのをおそれて動揺の色をみせて立去ったような本土代表団を送る時期ではもはやない。嘉手納ゲート前に断固として座りこみ、入国手続きを拒否して闘う本土代表団の一員としてふたたび沖縄の地をふみたいと私は思った。

日大

借金政策との絶縁を
東京都の水道財政解決の道

佐和慶太郎

〇・〇七×七=〇・四九

小学生を相手にしたようで恐縮だが、本題にはいる前につぎの算数を記憶にとどめておいていただきたい。

260―(0.07×7)=127.4

260―127.4=132.6

さて、東京都の水道は、現在、毎日四千万円の赤字を出しているといわれている。もっともこの数字は多分に「これは大変だ」と都民に思わせるための、おどし的な意味が加味されてはいるが、話半分としても相当なものである。

そこで、都の水道財政を論ずる場合には、この赤字がどこから生じてくるのか、この赤字を解消するにはどうすればいいのか、ということがいつも問題になる。政府も都当局も、この赤字解消の方法を〝独立採算制にもとづく受益者負担の原則〟にしたがって、料金値上げで解決しようとしてきたし美濃部都知事もまた人伍におちない。

これに対して〝革新政党〟の側は、独立採算制の打破、国からの大幅な補助金を要求しているが、都民の生活と密接にむすびついている水道財政問題の解決案としては、早急の実現性にとぼしい反対論にしかなっていない。

原価からみた料金

水道局の資料によると、昭和四十二年度の生産原価は給水量一トンあたり三十七円七十六銭である。その内訳は図のようになるが、人件費、動力費、補修費、改良費等の純粋に給水上必要な経費十七円七十三銭(四七%)に対し、金融的な経費は二十円三銭(五三%)と半ば以上に達している。

給水量1トン当り原価の内訳

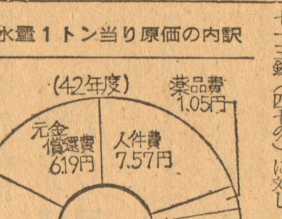

当局は「一日の赤字四十万円」を宣伝するために、昭和四十三年度当初予算の赤字四十四億円に、淀橋浄水場跡売却収入七十五億三千万円や一般会計からの補助二十七億六千万円を水道局本来の業務収入から区別すべきものとして、水道会計の収入不足額は百四十六億円になるとし、これを日割計算すると「一日四千万円」と称している。だが、この算法を逆に使って、元利償還金がもしないとすれば、一トンあたりの原価は十七円七十三銭で、料金を値上げしないでも十分やって行けるはずの数学になるのである。

水道赤字の真犯人

原価の五三%が償還元金と支払利息であるなどとはまことにふざけた話であるが、これを今年の予算面でみると、料金収入百九十億五千万円の八四%が元利金に消えてゆくことになるのだから、赤字にならなければヘンというものだ。

こうして都水道局は、赤字の泥沼の中でのたうちまわっているが、この赤字は昭和二十八年来設備拡張の資金をすべて借金でまかなってきたことに起因する。昭和四十二年度決算書によると、二十八年以来都債発行額は一千七百三十八億四千万円に達し、その残額がなお一千五百九十億円ある。計画によると昭和五十年までに、さらに一千五百五十九億円の新規債を発行する予定になっているので、現行のままでは昭和五十年度末には二千五百億円余の借金をかかえた上に、従来の累積赤字をふくめて一千八百十五億円の赤字が見込まれることになる。

都民にとっては、まことに気の遠くなるような数字であるが、さりとて拡張計画をやめてしまえとも言えないであろう。今夏の水最消費期に、小河内ダムの満水が報道されていたが、これはまったく利根川導水計画が進捗したおかげであり、一日約八十万トンの利根川系からの導水がなかったならば、数年前におこったように、猛烈な水不足に都民は悩まされたに違いないからである。

だから、東京の将来の人口増加、三多摩地区の較差解消をふくむ近代都市としての発展を考えれば、現在の施設能力一日三百二十四万トンを昭和五十年度に約倍の六百三十八万トンは増強しようとする計画は、計画としては決して不当ではない。

問題は、この膨大な計画をすべて借金で遂行しようとする財政計画にある。

都知事は水道事業再建調査会の助言を基礎にして、今月の都議会に四二・五%の値上げ案を上程しようとしている。都知事としてはそれなりに苦心の末の案のように見受けられるが、結局これは美濃部都知事の任期一杯を考えた当面糊塗の案にすぎず、四十七年度以降また赤字問題が再燃することを、知事自身も認めているのだ。

〝受益者負担〟の呪術

水道・交通等の地方公営事業の赤字問題が大きくなってくると、必ず料金値上げの相言葉として言い出されるのが、〝独立採算制〟であり、〝受益者負担の原則〟というもっともらしい文句である。筆者は独立採算制に反対する者でもないし、受益者負担の原則を無視する者でもない。しかし、現状を見ると、あきらかにこれらの美名の下に、大衆収奪がおこなわれ、一部の資本家が利得をむさぼっていることは疑いない。

本文の冒頭に妙な算数をならべたが、二六〇に億円とつければ昭和四十三年度の水道起債の数字となる。〇・〇七は年七分の利率。最後の七は七年間という意味である。都債は実際には国の財政投融資からのものと、一般公募に分れ、前者は年利六分五厘、後者は七分三厘三毛、一般公募は外に証券業者、銀行等に一分何毛かの手数料を払う。

財政投融資と一般公募では償還期限も違うし、都債全体の中でも前者三、後者七と起債額に差があり、計算も複雑なので、大ざっぱに根本のところをとらえる意味で年七分、借入期間七年とした。そうすると、二百六十億円を七年間七分で借りるということは、七年間に百二十七億四千万円の利子を払うことになり、設備拡張のために二百六十億円借金したとしても実は約半額の百三十二億六千万円しか、本当の設備資金には使えないということがわかるであろう。

言い忘れたが、一般公募といっても、その中身は大かた銀行資本が引受手である。かくして、過去には支払利息三百七十億円の大部分を、将来は昭和五十年までだけで一千三百億円の利息の大部分が市中銀行資本の懐にはいってゆく。しかも元金も順次もどってくるのだから、実に安全かつ確実な利殖法である。赤字が出て財政状態がおかしくなれば〝受益者負担〟とは膨大な銀行資本の元利金を保証するための手段となっているといっても過言ではない。

地方公営企業法の本質

日本の企業全体の自己資本比率は、昭和四十一年末一八・四%といわれる。昭和十年頃は六五%であった。戦後日本企業の底の浅さを示すものだが、都水道事業も地方公営企業法による地方公営企業として発足した昭和二十七年には、自己資本四百二十七億円、他人資本三十二億円で、自己資本比率は九三%であった。それが昭和四十三年末には自己資本五百九億円、他人資本二千五十九億円、自己資本比率は一九・八%、資本構成からみればきわめて不健全な財政状態にある。

昭和二十七年に自己資本が四百二十七億円であったものが、十六年後になっても五百九億円、しかも三十二億円だった他人資本は同じく二千五十九億円に大膨張している状況に目をつむって、独立採算制を強調する監督官庁の指導というものは何なのか。

独立採算制の確立とは、たんに辻褄を合わせることではなく、独立採算しようにもできない資本構成の不健全性を是正するための指導こそ、真の独立採算制確立の道ではあるまいか。

「料金は……地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない」(地方公営企業法21の2)からといって、〝独立採算〟〝受益者負担〟の力点をここにかけて、資本構成全体の健全化を考えずに、料金の値上げを合法化する方法は、大衆収奪の上に銀行資本を擁護する独占資本の政策である。

元来、昭和二十七年に施行された地方公営企業法とは、日本をアメリカに従属する「アジアの兵器工廠」にと計画するアメリカ帝国主義の深い策略にもとづき、日本経済復興のための九原則、ドッジ・プラン具体化の一環として実施されたもので、根本は労働者階級勤労諸階層の犠牲の上に日本資本主義の復興を目論んだものである。

第一次助言の最大欠陥

高橋正雄教授を座長とする水道事業再建調査会の第一次助言は、「料金体系も料金も改正すべきである」という見地から、「料金は引上げの方向で改正さるべきである」とし、それは「近い将来において再び料金改定を必要としないこと」「必要とされる資金を調達するにじゅうぶんであること」の要請にこたえるものでなければならないとした。しかし、美濃部都知事の最終案では、昭和四十七年以後再び料金改正をしなければならない暫定的なものであることがあきらかとなり、第一次助言の目標は早くも空言に終わることになった。

このように第一次助言が、美濃部都知事の料金値上げ実施に踏切り台の役割りをはたすだけに終わったのは、委員会が不健全財政の原因である借金政策にたいする根本的な批判を避け、民主主義の名において「水を消費する権利は、水を調達するための経費を負担する義務と責任をともなう」として〝受益者負担〟の収奪的立場を公然と承認したからである。

ことに不思議に思われるのは、第一次助言が地方公営企業法の条文をさかんに引用して意見を開陳しながら、第十八条には全くふれないことである。第十八条はつぎのようにのべている。「地方公共団体は、地方公営企業の特別会計に必要な出資を行なうことができる」。

調査会ならびに都当局は、なぜこの条文を活用しないのであろうか。今、水道会計合理化にとってもっとも必要なことは、返さなくてもいい資金、利払をしなくても済む金を多くし、借金を少しでも減らすことにあることは、これまでの説明であきらかであろう。

もっとも特別会計に一般会計からの税金をつぎこむことについては、「不公平になる」という観点から必ず反対論が出てくる。たしかに都の水道は二十三区内に限られ、三多摩はそれぞれの公共団体の運営にまかされているのだから、都水道局にだけ税金を投入することは不公平である。しかし、都水道会計を健全化することは、将来の三多摩較差是正のためにも大いに役立つのではあるまいか。

再建調査会までが、水道事業に国あるいは都一般会計からの投資、あるいは補助金支出を、民主主義の原則に反するかのように論じ、借金政策擁護の立場に立っているが、同じ水道事業の中でも、工業用水道に関しては国から補助金が出、一般会計から四十三年度だけで約十億円の出資金が出ていることをどう考えるのか。また、都内を縦横に走っている幹線道路の建設には、毎年数百億円の税金が投入されている。産業道路のためにこれだけの資金を支出するのに、なぜ都民の生活と切りはなせない水道事業の建設には借金政策を押し通し、受益者負担の名目で尻ぬぐいを都民にしている以外の政治がおこなえないのであろうか。

地公企法十八条を活用せよ

結論をいおう。

美濃部知事は、水道事業の赤字が拡張事業の借金政策にあることをあきらかにし、水道会計健全化のために地方公営企業法第十八条を活用して昭和四十四年度以降一般会計からの出資をできるだけ大幅におこない、一般公募の都債発行高をそれに応じて減額すべきである。一般会計からの出資金は、現都議会発足以来問題となりながら、ウヤムヤになっている不良外郭団体にたいする補助金等の徹底的粛正をおこなえば、財源はあるはずである。

美濃部与党である社共両党は水道会計赤字克服の道を独立採算制の打破、国からの補助金獲得の方向で解決しようとしている。筆者もそれに反対するものではないが、都自身が借金政策と絶縁の方向を明確にし、一般会計からの出資方針をうち出す中で、理に適った国からの補助金要求でなければ、自民党政府から金を引き出すことは至難であろう。(ついでながら、都交通局が、東都政の末期に国から再建団体の指定を受けたばかりに、都営交通従業員の諸君は不当な差別と生活不安に苦しんでいるが、国からの補助金を要求する場合、都の自主性をいささかも損じないよう心がけないと、結果は思わぬことになる。)

美濃部都知事は九月定例都議会に四二・五%の料金値上げ案を上程する。その内容は一般都民の生活を考慮した苦心の策であることは認めるが、水道財政建直しの根本態度を明確にした上での提案でなければ、一時しのぎの赤字対策にすぎないことになり、東自民党都政といささかも変わらない施政となり、〝物価の美濃部〟は〝物価値上げの美濃部〟と批判される結果になる。都知事は都民七〇%の支持にアグラをかいてはならない。

(労働者党都常任委員)